

## 随意契約理由書

件名	バス用無線機設置
契約の相手方	株式会社小田原機器 関西営業所
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当
随意契約の理由  当無線は、既設の料金箱に設置されているVPT(ボイスパケットトランシーバ)にハンディマイクを設置し、運用するものである。 このVPTにハンディマイクを設置し無線機として使用するにあたり、設定変更・ソフト改修が必要になるが、ソフト改修を実施できるのは、VPTの設置・維持管理等を行っている株式会社小田原機器関西営業所のみであるため。	
担当部署 (問合せ先)	(電話番号 )